

平成24年 No.34

東京学芸大学再入学に関する内規の一部を改正する内規

制定理由

除籍学生の再入学制度の不備に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成24年 7月11日 教務委員会 審議・承認

平成24年 9月12日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学再入学に関する内規の一部を改正する内規を次のように制定する。

平成24年9月13日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

東京学芸大学再入学に関する内規の一部を改正する内規

東京学芸大学再入学に関する内規（昭和53年9月7日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学再入学に関する内規の一部改正について

改正理由：除籍学生の再入学制度の不備に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>1 国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）第22条の規定に基づく再入学に関しては、この内規の定めるところによる。</p> <p>2 <u>再入学を志願できる学年、課程及び専攻・選修は、退学又は除籍前に在籍していた学年、課程及び専攻・選修とし、退学又は除籍前に在籍していた課程及び専攻・選修が存在しない場合は、それに引き続く課程及び専攻・選修（別表）とする。ただし、平成3年度以前に入学した者については、その都度判断する。</u></p> <p>3 再入学志願者は、次に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願ひ出るものとする。            (1) 再入学願書（別紙様式1）            (2) 再入学調査書（別紙様式2）            (3) 健康診断書            (4) <u>退学又は除籍前の成績証明書</u></p> <p>4 再入学の出願期間は、毎年2月1日から2月15日までとする。</p> <p>5 再入学の願ひ出があったときは、選考委員会を設けて、再入学の事由等について審査し、教授会の議を経て決定するものとする。</p> <p>6 <u>選考委員会は、教務委員会委員及び再入学の願ひ出があった専攻・選修を担当する教室から選出された教員2名によって構成され、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。</u></p> <p>7 <u>選考委員会に委員長を置き、教務委員会委員長をもって充てる。</u></p> <p>8 <u>委員長は、委員会を招集し議長となる。</u></p> <p>9 <u>議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</u></p>	<p>1 国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）第22条の規定に基づく再入学に関しては、この内規の定めるところによる。</p> <p>2 再入学志願者は、次に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願ひ出るものとする。            (1) 再入学願書（<u>本学所定の用紙</u>）            (2) 再入学調査書（<u>本学所定の用紙</u>）            (3) 健康診断書（<u>本学所定の用紙</u>）            (4) 退学前（<u>学則第28条第3号の規定により除籍となった者にあつては、除籍前。以下同じ。</u>）の成績証明書</p> <p>3 再入学の出願期間は、毎年2月1日から2月15日までとする。</p> <p>4 再入学の願ひ出があったときは、選考委員会を設けて、再入学の事由等について審査し、<u>当該学系の教授会の議を経て決定するものとする。</u>  <u>選考委員会は、教務委員会委員及び再入学の願ひ出があった教室から選出された教員2名によって構成する。</u></p> <p>5 再入学は退学前の学年とし、再入学する学年に退学前に所属していた課</p>

- 10 再入学を認められた者の入学時期は4月とし、履修基準等については、再入学後の課程及び専攻・選修の履修基準等が適用される。
- 11 再入学後の在学期間は、退学又は除籍前の在学期間（在学期間は学期単位で計算し、6ヶ月未満の端数は切り捨てる。）を合算して8年以内とする。
- 12 再入学時の教育職員免許状の適用関係については、別に定める。

〔省 略〕

附 則

この内規は、平成24年9月13日から施行する。

別表（PDF形式）

程及び専攻・選修が存する場合は、当該課程及び専攻・選修に再入学するものとし、再入学する学年に退学前に所属していた課程及び専攻・選修が存しない場合は、別表1及び別表2により、退学前に所属していた課程及び専攻・選修に対応する課程及び専攻・選修に再入学するものとする。ただし、平成3年度以前に入学した者については、選考委員会がその都度判断する。

- 6 再入学を認められた者の入学時期は4月とし、履修基準等については、再入学後の課程及び専攻・選修の履修基準等が適用される。
- 7 再入学後の在学期間は、退学前の在学年数（1年未満の端数は切捨てる。）を合算して8年以内とする。
- 8 再入学時の教育職員免許状の適用関係については、別に定める。

〔省 略〕

別表（PDF形式）